

店頭通貨バイナリーオプション取引約款【みんなのオプション】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">店頭通貨バイナリーオプション取引約款 【みんなのオプション】</p> <p>(目的) 店頭通貨バイナリーオプション取引約款【みんなのオプション】(以下、「本約款」といいます。)は、 트레이ダーズ証券株式会社(以下、「当社」といいます。)とお客様との間で「みんなのオプション」のサービス名にて行う、店頭デリバティブ取引に該当する店頭通貨バイナリーオプション取引(以下、「本約款取引」といいます。)に関する権利義務関係及び両者がともに従う条件を定めるものです。お客様と当社は、本約款の他、別途定める「店頭通貨バイナリーオプション取引説明書【みんなのオプション】」(以下、「本件取引説明書」といいます。)その他関連規程に従うものとします。</p> <p>なお、本約款取引を行う前に口座の開設が必要となる「みんなのFX」「みんなのシストレ」のサービス名にて行う、店頭デリバティブ取引に該当する店頭外国為替証拠金取引(以下、「FX取引」といいます。)又は「みんなのコイン」のサービス名にて行う、店頭デリバティブ取引に該当する店頭暗号資産証拠金取引(以下、「暗号資産CFD取引」といいます。)をされるに当たっては、お客様と当社は、「外国為替証拠金取引約款【みんなのFX・みんなのシストレ】」(以下、「FX取引約款」といいます。),「店頭外国為替証拠金取引説明書【みんなのFX・みんなのシストレ】」及び(以下、「FX取引説明書」といいます。),「店頭暗号資産証拠金取引約款【みんなのコイン】」(以下、「暗号資産CFD取引約款」といいます。),及び「店頭暗号資産証拠金取引説明書【みんなのコイン】」(以下、「暗号資産CFD取引説明書」といいます。),その他関連規程に従うものとします。</p> <p>お客様は、本約款及び本件取引説明書の内容を最後までお読みになり、当社から説明を受けた金融商品取引法(以下、「金商法」といいます。)第2条第22項に定める店頭デリバティブ取引に該当する店頭通貨バイナリーオプション取引の仕組み等、本約款取引に関する内容を十分にご理解の上、お客様の判断と責任において取引を行っていただくものとします。</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>第2条(オプション口座) お客様は当社が指定する方法に従って本約款取引を行うにあたっては、店頭外国為替証拠金取引「みんなのFX」の口座(以下、「FX口座」といいます。),「みんなのシストレ」の口座(以下、「シストレ口座」といいます。)及び資金移動の際に</p>	<p style="text-align: center;">店頭通貨バイナリーオプション取引約款 【みんなのオプション】</p> <p>(目的) 店頭通貨バイナリーオプション取引約款【みんなのオプション】(以下、「本約款」といいます。)は、 트레이ダーズ証券株式会社(以下、「当社」といいます。)とお客様との間で「みんなのオプション」のサービス名にて行う、店頭デリバティブ取引に該当する店頭通貨バイナリーオプション取引(以下、「本約款取引」といいます。)に関する権利義務関係及び両者がともに従う条件を定めるものです。お客様と当社は、本約款の他、別途定める「店頭通貨バイナリーオプション取引説明書【みんなのオプション】」(以下、「本件取引説明書」といいます。)その他関連規程に従うものとします。</p> <p>なお、本約款取引を行う前に口座の開設が必要となる「みんなのFX」「みんなのシストレ」のサービス名にて行う、店頭デリバティブ取引に該当する店頭外国為替証拠金取引(以下、「FX取引」といいます。)をされるに当たっては、お客様と当社は、「外国為替証拠金取引約款【みんなのFX・みんなのシストレ】」(以下、「FX取引約款」といいます。)及び「店頭外国為替証拠金取引説明書【みんなのFX・みんなのシストレ】」(以下、「FX取引説明書」といいます。),その他関連規程に従うものとします。</p> <p>お客様は、本約款及び本件取引説明書の内容を最後までお読みになり、当社から説明を受けた金融商品取引法(以下、「金商法」といいます。)第2条第22項に定める店頭デリバティブ取引に該当する店頭通貨バイナリーオプション取引の仕組み等、本約款取引に関する内容を十分にご理解の上、お客様の判断と責任において取引を行っていただくものとします。</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>第2条(オプション口座) お客様は当社が指定する方法に従って本約款取引を行うにあたっては、店頭外国為替証拠金取引「みんなのFX」の口座(以下、「FX口座」といいます。),「みんなのシストレ」の口座(以下、「シストレ口座」といいます。)及び資金移動の際に</p>

<p>使用する「入出金口座」を開設した後、当社の指定する方法に従って「みんなのオプション」の口座(以下、「オプション口座」といいます。)又は「みんなのコイン」の口座(以下、「コイン口座」といいます。)を開設することができるものとします。なお、いずれかの口座のみを指定して開設及び解約することはできません。</p> <p>2. お客様はオプション口座の開設において、法令、諸規則、本約款を含む当社所定の約款その他の関連規程を遵守するものとします。</p> <p>3. オプション口座の開設に際し、当社は、当社の口座開設基準に基づき口座開設の適否を審査するものとし、お客様は、当社が審査の結果適当と認めた場合に限り、オプション口座を開設することができます。</p> <p>4. 前項の当社による審査は、お客様がオプション口座を一旦解約された後に、再び口座を開設されるときにも、行われるものとします。</p> <p>5. 本約款取引に関して行われる金銭の移動はすべてオプション口座を通じて行われ、本約款取引の損益及び残高もオプション口座を通じて管理されるものとします。</p> <p>6. お客様への預託金の返還は、当社の指定する方法にしたがって、原則としてお客様の個別指示に基づき行うものとします。ただし、本約款に別段の定めがある場合はこの限りではありません。</p> <p>7. オプション口座は、原則一名義ごとに一口座のみを開設できるものとします。</p> <p>第3条～第20条 (省略)</p> <p>第21条(解約)</p> <p>お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、当社は、本約款及びFX取引約款、<u>暗号資産CFD取引約款</u>に基づく全ての契約を解約できるものとします。</p> <p>(1)お客様が当社に対し当社との本約款取引の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本約款取引の解約を申し出たとき。</p> <p>(2)お客様がシストレ口座の開設時に締結した投資顧問契約の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との投資顧問契約の解約の申し出をしたとき。</p> <p>2. お客様が、本項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、又は前条第1項各号若しくは次条各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、直ちに本約款取引及びFX取引、<u>暗号資産CFD取引</u>を停止し、<u>これらの約款</u>に基づく契約を解約できるものとします。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>3. 前項の規定により本約款及びFX取引約款を解約する場合にお客様の建玉が残存するとき、又はお客様の当社に対</p>	<p>使用する「入出金口座」を開設した後、当社の指定する方法に従って「みんなのオプション」の口座(以下、「オプション口座」といいます。)(オプション口座、FX口座、シストレ口座及び入出金口座を総称して、以下、「各取引口座」といいます。)を開設することができるものとします。なお、いずれかの口座のみを指定して開設及び解約することはできません。</p> <p>2. お客様はオプション口座の開設において、法令、諸規則、本約款を含む当社所定の約款その他の関連規程を遵守するものとします。</p> <p>3. オプション口座の開設に際し、当社は、当社の口座開設基準に基づき口座開設の適否を審査するものとし、お客様は、当社が審査の結果適当と認めた場合に限り、オプション口座を開設することができます。</p> <p>4. 前項の当社による審査は、お客様がオプション口座を一旦解約された後に、再び口座を開設されるときにも、行われるものとします。</p> <p>5. 本約款取引に関して行われる金銭の移動はすべてオプション口座を通じて行われ、本約款取引の損益及び残高もオプション口座を通じて管理されるものとします。</p> <p>6. お客様への預託金の返還は、当社の指定する方法にしたがって、原則としてお客様の個別指示に基づき行うものとします。ただし、本約款に別段の定めがある場合はこの限りではありません。</p> <p>7. オプション口座は、原則一名義ごとに一口座のみを開設できるものとします。</p> <p>第3条～第20条 (省略)</p> <p>第21条(解約)</p> <p>お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、当社は、本約款及びFX取引約款に基づく全ての契約を解約できるものとします。</p> <p>(1)お客様が当社に対し当社との本約款取引の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本約款取引の解約を申し出たとき。</p> <p>(2)お客様がシストレ口座の開設時に締結した投資顧問契約の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との投資顧問契約の解約の申し出をしたとき。</p> <p>2. お客様が、本項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、又は前条第1項各号若しくは次条各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、直ちに本約款取引及びFX取引を停止し、本約款及びFX取引約款に基づく契約を解約できるものとします。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>3. 前項の規定により本約款及びFX取引約款を解約する場合にお客様の建玉が残存するとき、又はお客様の当社に対</p>
---	---

<p>する債務が残存するときは、残存する建玉を反対売買(売却若しくは差金決済)した上、本約款第23条、第24条に準じて当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、お客様は直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。</p> <p>4. 本条第1項第1号に基づきお客様が本約款及びFX取引約款、<u>暗号資産CFD取引約款</u>の解約の申し入れを行う場合、お客様は、当社の指定する方法により当社に解約の申し入れを行うものとします。ただし、お客様に建玉がある場合、当社はお客様の解約の申し入れを拒否することができるものとします。</p> <p>5. 各取引口座において建玉が無く、かつ各取引口座に預託金が無い状態が1年間以上継続した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく本約款及びFX取引約款、<u>暗号資産CFD取引約款</u>に関連する契約を解除することができるものとします。</p> <p>6. 本約款が終了した場合、本約款の他、FX取引約款及び<u>暗号資産CFD取引約款</u>を含むその他関連契約も同時に解約され、終了するものとします。</p> <p>7. 本約款が終了した場合でも、当社はお客様の情報を法に定められた期間、保管するものとします。また、保管期限を過ぎた場合においても、当社の判断により引続き保管できるものとします。</p> <p>第22条(期限の利益の喪失) お客様に次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合、当社から通知又は催告等がなくても、お客様は、当社に対する本約款取引及びFX取引、<u>暗号資産CFD取引</u>に係わる一切の債務について期限の利益を失い、ただちに弁済するものとします。 (1)～(9) (省略)</p> <p>第23条～第40条 (省略)</p> <p><u>令和4年1月15日 改訂</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>する債務が残存するときは、残存する建玉を反対売買(売却若しくは差金決済)した上、本約款第23条、第24条に準じて当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、お客様は直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。</p> <p>4. 本条第1項第1号に基づきお客様が本約款及びFX取引約款の解約の申し入れを行う場合、お客様は、当社の指定する方法により当社に解約の申し入れを行うものとします。ただし、お客様に建玉がある場合、当社はお客様の解約の申し入れを拒否することができるものとします。</p> <p>5. 各取引口座において建玉が無く、かつ各取引口座に預託金が無い状態が1年間以上継続した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく本約款及びFX取引約款に関連する契約を解除することができるものとします。</p> <p>6. 本約款が終了した場合、本約款の他、FX取引約款を含むその他関連契約も同時に解約され、終了するものとします。</p> <p>7. 本約款が終了した場合でも、当社はお客様の情報を法に定められた期間、保管するものとします。また、保管期限を過ぎた場合においても、当社の判断により引続き保管できるものとします。</p> <p>第22条(期限の利益の喪失) お客様に次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合、当社から通知又は催告等がなくても、お客様は、当社に対する本約款取引及びFX取引に係わる一切の債務について期限の利益を失い、ただちに弁済するものとします。 (1)～(9) (省略)</p> <p>第23条～第40条 (省略)</p> <p><追加></p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---